

2021年(令和3年)6月1日

保護者様

明石市立明石商業高等学校
校長 橋本 浩二

「気象庁発表の警報」が出た場合の登校について(一部変更)

このことについて、以下の通り対応していただきますようお願いいたします。

なお、情報の確認は、NHK及び気象庁HPで市町ごとの「発表情報」を必ず確認し、対応していただきますようお願いいたします。

1 始業前に「警報」が発表された場合

- (1) **午前6時30分以降**で、「明石市」、「神戸市」、「生徒が居住する市町」のいずれかに「暴風」、「大雨」、「大雪」、「暴風雪」、「洪水」の警報（特別警報）が発表されている時は、自宅で待機してください。
- (2) 午前10時までに上記の「警報」が解除された時は、JRが安全に運行している限り、第5校時より授業を行うので速やかに登校してください。午後1時10分より各教室でSHRを行います。
- (3) 午前10時現在で、上記(1)の「警報」が継続中の場合、臨時休業とします。
- (4) 上記(2)において、JR以外の交通機関が不通、遅延等の理由で登校できない生徒はその事情を学校へ連絡してください。事情に応じて、公認欠席あるいは公認遅刻扱いを考慮させていただきます。

2 始業後「警報」が発表された場合は、状況に応じて対応させていただきます。

3 JRが事故等により運休した場合は上記1、2に準じます。

4 岩屋・明石間の航路が濃霧、強風等で欠航の場合

欠航が解除され次第、速やかに登校してください。ただし午前10以降も欠航が続いている場合は登校しなくても構いません。公認欠席あるいは公認遅刻扱いとさせていただきます。

※ 「警報」解除後の登校は、危機や無理を避けて安全確保の上登校するようにしてください。上記規定通りに動けない場合は、学校に連絡し、引き続き自宅待機をするなど安全を最優先にしてください。